

第十四表 昭和 25,
Table 14 Social Accounts,
第 1 表 国民所
List I National Income

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
1	Compensation of Employees (2+3+4)	勤 勞 所 得 (2+3+4)	1,443.1	2,017.2
2	from Government (45)	官公吏俸給給與(45)	154.4	194.5
3	from Persons(Household)	個人サービス	17.4	26.9
4	from Business	企業からの報酬	1,271.3	1,795.8
5	Proprietor's Income	個人業主所得	1,490.8	1,896.1
6	Rental Income of Persons	個人賃貸所得	26.5	34.2
7	Personal Interest Income	個人利子所得	41.3	59.1
8	Corporate Profits	法 人 所 得	193.1	550.4
9	Surplus of Gov't Enterprises	官公事業剰余	37.7	9.3
10	Net Income from Overseas	海外よりの純所得	△ 2.4	△ 1.9
11	National Income (1~10)	国民所得(1~10)	3,230.1	4,564.4
12	(plus) Indirect Business Taxes	加算: 間接事業税	387.5	576.2
13	(/) Business Transfer Payment	加算: 事業振替支出	—	—
14	(/) Statistical Discrepancy	加算: 統計上のそご	113.5	△ 273.3
15	(Less) Subsidies	控除: 補助金	116.7	42.2
16	Charges against Net National Product(11+12+13+14-15)	国民純生産費 (11+12+13+14-15)	3,614.4	4,825.1
17	(plus) Capital Consumption allowance	加算: 資本減耗引当	145.1	250.7
18	Charges against Gross National Product	国民総生産費(16+17)	3,759.5	5,075.8

- ° 項目に附した括弧内の数字はそれに対応する項目を示す。
- ° 3 は勤労所得のうち家事使用人と非営利団体雇傭者の分を被傭者の割合によつて推計した。
- ° 4 は差引による。

26 暦年社会勘定
1950, 1951 Calendar year
得 と 生 産 勘 定
and Product Account

(単位: 十億円)
(Unit: Billions of yen)

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
19	Personal Consumption Expenditure	個人消費支出	2,390.5	3,018.6
20	Gross Private Domestic Capital Formation	国内民間総資本形成	576.5	1,165.6
21	Net Foreign Investment	海外純投資	58.1	60.5
22	Government Purchases of Goods and Service	政府の財貨とサービス購入	734.4	831.1
23	Gross National Product	国民総生産	3,759.5	5,075.8

- ° The figure such as (45) in line No. 2 indicates the counterpart item.
- ° The figures of line No. 3 denote the wages of household employees and of non profit institutions, which are derived by the estimated numbers of employees.
- ° Line No. 4 is residual.

第 2 表 事業所得

List II Consolidated Business

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
24	Compensation of Employees(4)	勤 勞 所 得 (4)	1,271.3	1,795.8
25	Proprietor's Income (78)	個 人 業 主 所 得 (78)	1,490.8	1,896.1
26	Rental income of Persons (79)	個 人 賃 貸 所 得 (79)	26.5	34.2
27	Personal Interest (81)	個 人 利 子 所 得 (81)	41.3	59.1
28	Corporate Profits (53+86+90)	法 人 所 得 (53+86+90)	193.1	550.4
29	Surplus of Gov't Enterprises(54)	官 公 事 業 剩 余 (54)	37.7	9.3
30	(Income accrual)	(発 生 所 得)	3,060.7	4,344.9
31	Indirect Business Taxes	間 接 事 業 税	387.5	576.2
32	Statistical Discrepancy	統 計 上 の そ こ	113.5	△ 273.3
33	(less) Subsidies	控 除: 補 助 金	116.7	42.2
34	(Charges against Net Product)	(純 生 産 費)	3,445.0	4,605.6
35	Capital Consumption Allowance	資 本 減 耗 引 当	145.1	250.7
36	Charges against Gross Business Product	事 業 総 生 産 費	3,590.1	4,856.3

° 35 は減価償却費と資本偶発損の合計である。

° 40 は個人住宅投資と生産者耐久施設の合計である。

第 3 表 政府収入

List III Consolidated Government

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
44	Purchases of Goods and Services	財貨とサービスの購入	734.4	831.1
45	Purchases of Direct Services	直接サービスの購入 (官公吏俸給給與)	154.4	194.5
46	Net Purchases from Business(39)	事業からの購入(39)	579.9	636.3
47	Net Purchases from Abroad(65)	海外からの購入(64)	0.1	0.3

と生産の総合勘定

Income and Product Account

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
37	Consolidated Net Sales	綜 合 純 売 上 高	3,278.4	4,187.1
38	to Consumers (71)	消 費 者 へ (71)	2,310.6	2,920.9
39	to Government (46)	政 府 へ (46)	579.9	636.3
40	to Business on Capital Account (86)	事 業 資 本 勘 定 へ (86)	264.8	493.4
41	to Abroad (62)	海 外 へ (62)	123.1	133.5
42	Change in Inventories	在 庫 品 の 増 減	311.7	669.2
43	Gross Business Product	事 業 の 総 生 産	3,590.1	4,856.3

° Line No. 35 is the sum of depreciation charges and accidental damage to fixed capital.

° The figure of line No. 40 is the sum of construction of dwelling houses and producer's durable equipments.

と支出の総合勘定

Receipt and Expenditure Account

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
51	Personal Tax and Nontax Receipts (73)	個 人 税 及 税 外 負 担 (73)	346.4	315.1
52	Indirect Business Tax (31)	間 接 事 業 税 (31)	387.5	576.2
53	Corporate Tax	法 人 税 及 税 外 負 担	88.1	162.1
54	Surplus of Gov't Enterprises (29)	官 営 事 業 剩 余 金 (29)	37.7	9.3

No.	Item	項目	25年 1950	26年 1951
48	Transfer Payment (84)	振替支出 (84)	85.6	114.6
49	Subsidies (33)	補助金 (33)	116.7	42.2
50	Government Expenditures	政府支出	936.7	987.9

- ° 48 振替支出は社会保険給付金、共済組合給付金と國債赤字利子、地方債利子の合計である。
- ° 49 は (価格調整費+損失補償金) である。
- ° 55 は社会保険 (厚生、船員、労災及び失業保険) の保険料、共済組合員負担金、及び恩給法納金の合計である。
- ° 58 は 50 と 51 乃至 55 の計との差引によつて推計した。

第 4 表 海
List III Rest of

No.	Item	項目	25年 1950	26年 1951
60	Net Income from Overseas	海外純所得	△ 2.4	△ 1.9
61	Net Purchase of Goods & Services	財貨サービス購入	60.5	62.4
62	to Business (41)	企業へ (41)	123.1	133.5
63	to Consumers (72)	個人へ (72)	△ 62.5	△ 70.8
64	to Government (47)	政府へ (47)	△ 0.1	△ 0.3
65	Net Gift from Overseas	海外からの純贈與	138.6	57.6
66	Balance of Payment (60+61+65)	輸出入純額 (60+61+65)	186.7	118.1

- ° 60 は要素費用純額である。
- ° 62 は差引による。
- ° 63 輸入のうち食料品を個人分と看做した、貿易及び貿易外の個人の收支差である。

No.	Item	項目	25年 1950	26年 1951
55	Contributions for Social Insurance	社会保険に対する負担	49.1	75.7
56	Employee Contributions (78)	被傭者負担 (78)	21.9	38.9
57	Employer Contributions	雇傭主負担	27.2	36.8
58	Deficit (-) or Surplus (+) on Income and Product Transactions (90)	所得と生産取引勘定上の不足 (△) 又は剰余 (+) (90)	27.9	△ 150.5
59	Government Receipt and Deficit	政府収入及び不足	936.7	987.9

- ° Line No. 48 is the sum of benefit payments of social insurance, benefit payment of mutual relief association, interest to persons of national debts and of local government bonds.
- ° Line No. 49 is the sum of subsidies (adjustment of price) and Recompenses for loss of enterprises.
- ° Line No. 55 is the sum of contribution for social insurance, (Welfare, Mariner's, Laborer's Accident Compensation, and Unemployment Insurance) contribution for mutual relief association and contribution for pension funds.
- ° Line No. 58 is residual. (50-51-55)

外 勘 定
the World Account

No.	Item	項目	25年 1950	26年 1951
67	Net Disinvestment in Japan	本邦内に於ける 海外收支差	186.7	118.1
68	Net Disinvestment in Japan	資本移動純額	186.7	118.1

- ° Line No. 60 indicates the net payment of factor cost.
- ° Line No. 62 is residual.
- ° Line No. 63 is the balance of visible and invisible personal trade. Break down of trade to consumers is estimated by regarding the import and export of food and kindred products as consumer's transaction.

第 5 表 個人所得
List V Personal Income

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
69	Personal Consumption Expenditure	個人消費支出	2,390.5	3,018.8
70	Purchases of Direct Services	直接サービスの購入	17.4	26.9
71	Net Purchases from Business	事業からの購入(38)	2,310.6	2,920.9
72	Net Purchases from Abroad	海外からの購入(63)	62.5	70.8
73	Personal Tax and Nontax Payment	個人税及び税外支出(51)	346.4	315.1
74	Personal Saving	個人貯蓄 (95)	319.3	763.7
75	Personal Outlay and Saving	個人支出及び貯蓄	3,056.2	4,097.4

° 74 は差引による。
° 85, b) は 85(a) から 73 を差引いたもの。

第 6 表 総貯蓄
List VI Gross Saving

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
86	Business Purchases on Capital Account	資本勘定上の事業購入高 (40)	264.8	496.4
87	Change in Business Inventories	事業在庫品の増減(42)	311.7	669.2
88	Balance of Payment	海外収支差	186.7	118.1
89	Less: Gift from Overseas (控除)	海外よりの純贈與	128.6	57.6
90	Government Deficit(+), or Surplus(Δ) on Income and Product Transactions	所得と生産取引上の政府の不足(+)又は剰余(Δ)	27.9	△ 130.5
91	Gross Investment and Government Deficit	総投資と政府の不足	662.5	1,075.6

° 86, 87 の合計は国内民間総資本形成 (20) に見合う。

附 表 海外勘定
Attached Table Rest of the

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
1	Net Purchase of Goods from Japan (Export of Japan)	我々からの商品(一般貿易)買入	298.6	569.5
2	Business	企 業	298.6	569.5
3	Persons (Household)	個 人	-	-

得 と 支 出 勘 定
and Expenditure Account

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
76	Compensation of Employees	勤 勞 所 得	1,334.0	1,941.5
77	Wages and Salaries	賃 銀 給 料 受 領 額	1,415.9	1,980.4
78	(Less) Employee contribution for Social Insurance	(控除) 社会保険に対する被備者負担(56)	21.9	38.9
79	Proprietor's Income	個人業主所得 (25)	1,490.8	1,896.1
80	Rental Income of Persons	個人賃貸料所得 (26)	26.5	34.2
81	Dividend to Persons	個人配当所得	20.4	53.8
82	Personal Interest Income	個人利子所得 (27)	41.3	59.1
83	Net Income from Oversea	海外からの純所得(60)	△ 2.4	△ 1.9
84	Transfer Payment	振替所得 (48)	85.6	114.6
85	(a) Personal Income	個人所得	3,056.2	4,097.4
	(b) Disposable Income	個人可処分所得 (85-73)	(2,709.8)	(3,782.3)

° Line No. 74 is residual. (85-69-73)
° Line No. 85 (b) Disposable income is obtained by deducting personal tax (No. 73) from personal income (No. 85 a)

蓄 と 投 資 勘 定
and Investment Account

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
92	Undistributed Corporate Profit	法人未分配利潤	84.6	334.5
93	Statistical Discrepancy	統計上のそご (32)	113.5	△ 273.3
94	Capital Consumption Allowance by Private Business	資本減耗引当 (35)	145.1	250.7
95	Personal Saving	個人貯蓄 (74)	319.3	763.7
96	Gross Private Saving	総 貯 蓄	662.5	1,075.6

° The sum of line No. 86 and No. 87 correspond with gross private domestic capital formation (line No. 20)

定 (英国の様式による)
World Account, in U.K. Form

(単位: 十億円)
(Unit: Billions of yen)

No.	Item	項 目	25 年 1950	26 年 1951
12	Net Sales of Goods for Japan (Import of Japan)	我々への商品(含援助)	300.7	590.8
13	Business	売上げ 企 業	184.6	407.6
14	Persons (Household)	個 人(74)	116.1	183.2

No.	Item	項目	25年 1950	26年 1951
4	Government	政府	-	-
5	Invisible Trade (Receipt of Japan)	貿易外	108.7	204.8
6	Business	企業	50.4	86.6
7	Persons (Household)	個人	58.3	117.8
8	Government	政府	0	0.4
9	Net Income from Overseas	投資純収益	△ 2.4	△ 1.9
10	Net Gift from Oversea	海外よりの純贈與	128.6	57.6
11	Total	計	633.5	830.0

第十五表 昭和9~11, 25, 26
Table 15 Gross National Product by Industry,

No.	Item	項目	実数: 百万円	
			昭和9~11年 1934~1936	
1	I National Income Produced	I 生産国民所得	14,804	
2	Agriculture	農業	2,396	
3	Forestry	林業	238	
4	Aquatics	水産業	221	
5	Mining	鉱業	388	
6	Construction	建設業	785	
7	Manufacturing	製造業	3,490	
8	Gas, Electric and Water	ガス, 電気, 水道業	41	
9	Transportation	運輸業	1,073	
10	Communication	通信業		
11	Commerce	商業	2,708	
12	Finance and Real Estate	金融及び不動産業	1,351	
13	Service	サービス業	1,118	
14	Publics	公務団体	570	
15	Other Business	その他の産業	-	
16	Net Income from Overseas	海外よりの純所得	△ 5	
17	II Reconciliation Item between N. I. and G. N. P.	II 調整項目	2,396	
18	III Statistical Discrepancy	III 統計上のそご	△ 466	
19	between N. I. by Distributive Shares	分配国民所得とのそご	△ 466	
20	between G. N. P.	国民総生産とのそご (註1)		
	Gross National Product	IV 国民総生産	16,734	

註(1) 昭和9~11年の国民総生産とのそごは調整項目(17欄)に一括されている。

No.	Item	項目	25年 1950	26年 1951
15	Government	政府	-	-
16	Invisible Trade (Payment of Japan)	貿易外	46.1	121.1
17	Business	企業	41.3	115.0
18	Persons (Household)	個人	4.7	5.4
19	Government	政府	0.1	0.7
20	Balance of Payment	海外収支差	186.7	118.1
21	Total	計	533.5	830.0

年産業別国民総生産(附加価値法による)
1934-1936, 1950, 1951 (estimate by value added method)

No.	Item	項目	(millions of yen)		構成比						増加率 B/A
			25年 1950(A)	26年 1951(B)	9~11年 '34~'36	25年 1950	26年 1951	9~11年 '34~'36	25年 1950	26年 1951	
			%	%	%	%	%	%	%	%	
			3,090,648	4,616,570	100.0	100.0	100.0	88.5	82.2	91.0	149.4
			563,439	732,189	16.2	18.2	15.9	14.3	14.9	14.4	130.0
			61,261	113,339	1.6	2.0	2.5	1.4	1.6	2.2	185.0
			96,114	119,854	1.5	3.1	2.6	1.3	2.6	2.4	124.7
			122,486	182,098	2.6	4.0	3.9	2.3	3.3	3.6	148.7
			136,752	174,496	5.3	4.4	3.8	4.7	3.6	3.4	127.6
			712,307	1,363,355	23.6	23.1	29.5	20.8	18.9	26.8	191.4
			45,562	55,084	3.2	1.5	1.2	2.8	1.2	1.1	120.9
			132,697	155,683	7.2	4.3	3.4	6.4	3.5	3.1	117.3
			32,149	33,435							
			601,771	843,134	18.3	19.5	18.3	16.2	16.0	16.6	140.1
			88,931	163,863	9.1	2.9	3.5	8.1	2.4	3.2	184.2
			344,406	495,517	7.5	11.1	10.7	6.7	9.2	9.7	143.9
			145,617	171,377	3.9	4.7	3.7	3.4	3.9	3.4	117.7
			9,506	15,046		0.3	0.3		0.3	0.3	158.3
			△ 2,400	△ 1,900	-△ 0.1	0	0	△ 0.1	0	0	79.2
			415,871	784,730				14.3	11.1	15.5	188.7
			253,064	△ 325,539				△ 2.8	6.7	△ 6.4	△ 128.6
			139,402	△ 52,183				△ 2.8	3.7	△ 1.0	△ 37.4
			113,662	△ 273,356					3.0	△ 5.4	△ 240.5
			3,759,533	5,075,761				100.0	100.0	100.0	135.0

Note 1. Statistical Discrepancy between G. N. P. and N. I. P. in 1934-36 included in the Reconciliation Item (17).

3. 統計表に対する附註（推計方法等）

今次推計においては、25年分についても26年分についても、従来の推計に対し構成項目、推計方法、使用資料等について若干の修正が行われた。25年度の新旧推計について、下に掲げる表のような相違が生じたのはこのためであるが、以下これらの相違点について簡単に説明を加えておく。なお従来の推計方法、使用資料については、「国民所得資料月報、昭和26年8月、特集号」および「昭和25暦年国民所得調査報告」に述べられているので、ここでは、この度変更されたもののみについて述べることにする。

昭和25年度国民総生産費と国民総生産の新旧推計の対比

(単位：十億円)

項 目	旧 B 推 計	今 次 A 推 計	A - B (△減)	
I 国民総生産費	3,927.5	4,007.4		79.9
1 分配国民所得	3,585.1	3,498.4	△	86.7
(1) 勤 勞 所 得	1,570.5	1,540.8	△	29.7
(2) 個 人 業 主 所 得	1,048.0	1,571.1	△	76.9
(3) 個 人 賃 貸 料 所 得	30.3	30.3		0
(4) 個 人 利 子 所 得	64.8	45.0	△	19.8
(5) 法 人 所 得	267.7	299.6		31.9
(6) 官 公 事 業 剩 余	5.6	13.7		8.1
(7) 海 外 よ り の 所 得	△ 1.8	△ 2.1	△	0.3
2 調 整 項 目	464.6	548.4		84.8
(1) 間 接 事 業 税(加算)	424.9	450.5		25.6
(2) 補 助 金(控除)	71.0	68.2	△	2.8
(3) 資 本 減 耗 引 当(加算)	111.7	166.1		55.4
3 推 計 上 の そ ぞ(加算)	△ 122.2	△ 39.4		82.8

項 目	旧 A 推 計	今 次 B 推 計	A - B (△減)	
I 国民総支出又は総生産	3,927.5	4,007.4		79.9
1 個人消費支出	2,538.3	2,507.3	△	26.0
2 国内民間総資本形成	685.5	678.4	△	7.1
(1) 個人住宅	39.6	43.5		3.9
(2) 生産者耐久施設	297.9	284.4	△	13.5
(3) 在庫品増加	348.0	350.5		2.5
3 海外純投資	56.4	119.6		63.2
4 政府の財貨サービス購入	652.3	702.1		49.8
(1) 中 央	332.2	317.2	△	15.0
(2) 地 方	320.1	384.9		64.8

第一、分配国民所得

一、勤 勞 所 得

- (1) 林 業 従来は物的方法によつて推計した21年の林業生産所得を基礎として延長推計したが、今次推計では、24暦年について新たに物的方法による所得を算定し、このうち勤勞所得の占める部分を求め、これを従来と同様生産および賃金の総合指数により延長推計した。
- (2) 水 産 業 この場合は、25年度について新たに物的方法による水産業生産所得を算定し、そのうち勤勞所得の占める部分を雇用および賃金の総合指数で延長推計した。
- (3) 農林水以外の諸産業 前推計と同様に、主として労働省「毎月勤勞統計」および「失業保険統計」等により一人当平均賃金を求め、これに総理府統計局「労働力調査」および5年10月「国勢調査」より得られた勤勞者数を乗じて算出したが、主として次の点で従来のもものと相違している。
- (a) 勤勞者数 前推計では「国勢調査」の1%集計の結果を基礎とし、これを「労働力調査」の計数により延長したが、今次推計では「国勢調査」の10%集計を基礎とした。なお旧産業分類による25年7月以前の「労働力調

査」については、前推計と若干相違した調整方法をとつた。

- (b) 一人当賃金 公務以外の産業はすべて従来と同様にして求めた。すなわち公務については、従来は国家公務員のベース賃金を基礎として算出したが、今次推計においては、国家公務員は人事院調、地方公務員は地方自治庁調、進駐軍労務者は特別調達庁調の資料にもとずいて算出した。
- (4) その他の勤労所得 今次推計では、チップおよび議員歳費を新たに計上した。チップは労働省「25年個人別賃金調査」を基礎とし、議員歳費は、国会議員については、衆参議院各会計課調、都道府県市の分については地方自治庁調の資料によつた。なお、社会保険料雇主負担分のうち、官庁の共済組合保険料の分は、今次推計では含まれていない。

二、個人業主所得

- (1) 農業 前推計では、農林省「農家経済調査月報」により、24年度について一戸当り所得を精密に算出し、これを基礎として延長したが、今次推計においては、新たに発表された24年度および25年度の「農家経済調査年報」を使用し、更に次のような調整を加えて25暦年の所得を算出した。すなわち前推計の農業業主所得は、減価償却費、租税公課をすべて含んでいるが、今次推計では、建物、農機具の減価償却費および租税公課のうち事業税とみられるものを経費として控除した。

次に26年分については、上のようにして求めた26年1~3月の計数を、「農家経済調査月報」より求めた農家一戸当り農業所得の傾向で延長推計した。

- (2) 林業および水産業 林業および水産業の勤労所得を求めた場合と同様にして、24暦年の林業生産所得、25年度の水産業生産所得を基礎として算出した。
- (3) 農林水以外の諸産業

従来と同様一業主当平均所得に業主数を乗じて算出したが、以下の点で前推計の場合と相違している。

- (a) 業主数 農林水以外の諸産業の勤労者数算出の場合と同様にして、「国勢調査」の10%集計の結果を「労働力調査」により延長推計した。

- (b) 一業主当平均所得

25年分は前推計と同様全産業について25年度の税務統計を使用し、これに当室の「25年個人企業経済調査」により若干の補整を加えて算出した。なお今次推計では、自由業は、新産業分類によりサービス業に含めた。

26年分については、26年度の税務統計がまだ発表されていないので、次の方法で算出した。

- (1) 製造業および卸売小売業 総理府統計局「26年個人企業経済調査」のA調査(8月、11月に実施)における売上高をB調査(毎月実施)により延長して年間売上高を求め、これにA調査による利益率を乗じ、更に地域格差、その他の点を補整して求めた。
- (2) 鉱業および建設業 これらの産業については、25年の所得を生産指数および物価指数をもつて延長推計した。
- (3) 金融業以下の産業 これらの産業には、卸売小売業一人当所得の前年対増加率を適用した。

三、個人利子所得

- (1) 貨幣利子 預貯金利子は、従来は各種金融機関の預貯金残高と平均利率より求めていたが、今次推計では、各種金融機関の「損益計算書」より算出した。また見返資金運用による政府の受取利子(資料:決算書および予算書)および社会保険基金の運用利子(特別会計の決算書)を新たに計上し、赤字国債の利子を控除した。
- (2) 帰属利子 従来は、貸出残高、平均利率等より推計したが、今次推計では、各種金融機関の「損益計算書」より算出した。また今次推計では、日銀からの借入金の運用による収入部分と個人業主に帰属する部分とを控除した。なお、新たに生命保険の帰属利子を計上した。

四、法人所得

- (1) 25年分 今次推計では、税務統計の会社表における税込利益申告金額に、申告と更生決定の率を乗じ、更に大蔵省「法人企業統計調査(四半期別)」

によつて暦年間に調整した。いま従来の推計結果と比較を試みれば別表の如くである。

(2) 26年分 26年度の税務統計がまだ発表されていないので、25年の所得を「法人企業統計調査」の計数により延長した。26年の「法人企業統計調査」は、資本金200万円以下の会社は調査していないので、この部分については別途推計した。

法人所得新旧推計対比表

(単位：百万円)

項 目	2 5 暦 年		26 暦 年
	前 推 計	今 次 推 計	
1. 税込営利法人利益 (T.S申告)		194,268	
2. " (推定) (更正決定)		222,437	
3. 内資本金200万円以上 利益		72% (100)	472,563 (205)
4. " 300万円以下 利益		28% 62,296	
5. (控除) 欠損金額 (推定)		27,811	
6. 内資本金200万円以上 欠損		48% (100) 13,349	9,745 (73)
7. " 200万円以下 欠損		52% 14,462	
8. 資本金200万円以上会社純損益		146,842	462,818
9. " 200万円以下 "		(100) 47,834	100,451 (210)
10. (8) + (9)		194,676	
11. (控除) 重複計算		(100) 6,521	17,863 (274)
12. 税込特殊法人剰余金 (T.S申告)		4,125	
13. " (推定) (更正決定)		4,950	5,000
14. 法人所得 (10)-(11)+(13)	192,832	193,105	550,401
15. (控除) 法人税 (実績)	88,111	88,111	162,135 (実績)
16. 税引法人所得	104,721	104,994	338,266
17. (控除) 配当金額		17,624	

項 目	2 5 暦 年		26 暦 年
	前 推 計	今 次 推 計	
18. 内 個人 分		63%	11,103
19. 内 法人 分 (重複計算部分)		37%	6,521
20. (控除) 重 役 賞 與			8,893
21. (") 役 員 賞 與			196
22. (") 分 配 分			190
23. (18)+(20)+(21)+(22) 個人配当所得	16,628	(100)	(264) 53,808
24. 法人留保分 (14)-(15)-(23)	88,093		84,612 334,458

第二、調整項目

1. 間接事業税

25暦年新旧推計の相異は、政府の財貨サービス購入の項にのべたように、基礎資料を変更したためである。

2. 補助金

政府の財貨サービス購入の項の説明を参照。

3. 資本減耗引当

(i) 減価償却費

官業、法人企業、個人企業及び個人住宅の減価償却からなる。25年度新旧推計の相違は、個人業主の包含範囲の修正、すなわち新推計では農家があらたに構成項目としてふくまれたことと、比較的新しい資料を使用したことによるものである。

(ii) 資本偶発損

25年度新旧推計の相違は、今回包含範囲を減少したことによるものである。すなわち新推計では、損害保険金の支払保険金と国営林に対する火災

保険支払額のみからなっている。これに対し、旧推計では民営林の火災保険支払額をも、国有林の場合と同様にふくめられていた。

第三、国民総生産

1. 個人消費支出

(i) 食料費のうち酒に関して、25年度新旧推計の相違は従来庫出数量によつていたが資料の関係で、26年1～3月についてのみ醸造高によつたので、今次推計ではこれを庫出数量により推計しなおした結果である。今次25、26暦年の推計方法は国税庁調庫出数量に物価庁調配給単価、自由単価を夫々数量に乗じて推計した。

(ii) 光熱費は従来21年に物的方法によつて推計したものを延長推計していたが、今次は物的方法によつたため、全面的に改正された。今次25年推計方法は物的方法により新たに推計しなおし、26暦年については、25年を土台として生計費指数で延長推計した。

(iii) 帰属利子は個人利子所得の従来のもを改正し、且つ生命保険の帰属利子のかわりに新たに生命保険の帰属サービスを加算した。個人帰属利子の細部は分配国民所得の帰属利子の項参照。

(iv) 本邦人海外純消費の25年度新旧推計の相違は、新推計が大蔵省調の新資料によつたためである。

2. 国内民間総資本形成

(i) 個人住宅の25年度新旧推計の相違は従来速報を年報におきかえたことによる。

(ii) 生産者耐久施設のうち個人投資について25年度新旧推計の相違は農家投資に関し、資料推計方法の相違による。今次推計方法は、農家経済調査より25年度の戸当り所得に対する投資(家屋、農機具)の割合を求め、それを農業所得(分配国民所得推計)に乗じて推計した。26暦年は26年1～3月を基礎とし、農家経済調査より財産支出の投資の傾向で延長推計した。

法人の生産施設は26暦年の推計方法は26年4～6月迄大蔵省調四半期別法人企業調査と25年年間法人調査より推計し、4～6月分を基礎として金融面より推計した設備資産の傾向で延長推計した。

個人消費支出推計明細表

(別表 1)

(単位: 億円)

	25年 1～3	4～6	7～9	10～12	25 暦年計	26年 1～3	4～6	7～9	10～12	26 暦年計
1. 食料費 (除く酒、煙草)	2,856	2,891	3,035	3,428	12,210	3,292	3,546	3,838	4,318	14,994
2. 被服費	170	184	190	319	863	241	247	238	456	1,232
3. 光熱費	284	200	175	267	926	323	224	234	347	1,128
4. 住居費 (除く地代、家賃)	168	154	205	250	777	218	184	236	335	973
5. 雑費 (除く帰属利子)	1,570	1,473	1,399	1,719	6,161	2,024	1,955	2,004	2,308	8,291
6. 小計 (1+2+3+4+5)	5,048	4,902	5,004	5,983	20,927	6,098	6,158	6,600	7,764	26,618
7. 酒類費 (食料費)	317	341	264	208	1,130	456	436	514	571	1,977
8. 煙草費 (食料費)	370	313	380	406	1,469	342	399	407	447	1,595
9. 地代家賃 (住居費)	123	133	174	180	610	183	184	186	190	743
10. 帰属利子費 (雑費)	79	62	73	81	295	103	73	93	108	377
11. (小計) (6+7+8+9+10)	5,937	5,751	5,895	6,858	24,441	7,183	7,248	7,800	9,080	31,310
12. 本邦海外純消費 (資は△海外人本邦消費超)	△ 134	△ 134	△ 134	△ 134	△ 536	△ 211	△ 233	△ 238	△ 392	△ 1,124
13. 合計個人消費支出 (11+12)	5,803	5,617	5,761	6,724	23,905	6,971	7,025	7,502	8,688	30,186

(註) (1) 1 から 6 迄は別添延長指標によつて基準時点の消費額を延長推計した。

(2) 7 から 10 及び 12 は各四半期末に直接推計した。

別表2 個人消費支出延

番号	項目	昭和25年				
		1~3	4~6	7~9	10~12	
1	食料費(除く酒類草)	2,742	2,776	2,914	3,291	
2	農家	1,054	1,078	1,135	1,334	
3	非農家	1,688	1,698	1,779	1,957	
4	被服費	498	540	558	937	
5	農家	214	148	204	381	
6	非農家	284	392	354	556	
7	光熱費	377	246	245	368	
8	農家	185	127	121	162	
9	非農家	192	119	124	205	
10	住居費(除く地代家賃)	224	205	273	324	
11	農家	140	100	150	194	
12	非農家	84	105	123	140	
13	雑費(除く娯楽利子)	1,035	971	922	1,133	
14	農家	486	400	395	482	
15	非農家	549	571	527	651	
16	合計	4,876	4,738	4,912	6,063	
17	農家	2,079	1,853	2,005	2,554	
18	非農家	2,797	2,885	2,905	3,509	
二、同上指数	19	食料費(=1)	98.9	100.1	105.1	118.7
	20	被服費(=4)	101.0	109.5	103.2	190.1
	21	光熱費(=7)	39.4	—	—	—
	22	住居費(=10)	105.7	96.7	128.8	157.5
	23	雑費(=13)	122.2	114.9	109.1	134.1

備考 家計調査は {農家は農林省農家経済調査
非農家はC. P. S. を基礎とし郡部居住者を考慮加工した。}

長指標算出表(人の方法)

{単位: 億円
指数: 昭和24年1~3月=100 但し光熱費は25年度=100}

25曆年計	昭和26年					
	26年 1~3	25年度計	4~6	7~9	10~12	26曆年計
11,723	3,161	12,142	3,405	3,684	4,146	14,396
4,601	1,386	4,933	1,468	1,520	1,688	6,062
7,122	1,775	7,209	1,937	2,164	2,458	8,334
2,593	708	2,743	726	846	1,337	3,617
947	333	1,069	244	364	535	1,479
1,236	372	1,674	482	482	802	2,133
1,236	423	1,282	297	311	461	1,492
596	195	606	141	141	190	667
640	228	676	156	170	271	825
1,036	290	1,102	246	315	447	1,298
584	197	641	135	188	262	782
452	93	461	111	127	185	516
4,061	1,334	4,360	1,239	1,321	1,521	5,465
1,763	620	1,897	526	523	634	2,303
2,293	714	2,463	763	798	887	3,162
20,589	5,916	21,629	5,963	6,477	7,912	26,368
8,491	2,734	9,146	2,514	2,736	3,309	11,293
12,098	3,182	12,483	3,449	3,741	4,603	14,975
—	114.0	—	122.8	132.9	149.5	—
—	142.6	—	147.3	171.6	271.2	—
—	—	100.0	23.2	24.3	36.0	—
—	126.8	—	116.0	148.6	210.8	—
—	157.9	—	152.5	156.3	180.0	—

(iii) 在庫品増加額の25年度新旧推計の相異は生産者耐久施設におけると同様農業の資料推計方法の差異による。今次の推計方法は農家経済調査より25年一戸当り所得に対する在庫品増加額の割合を求め、農業所得(分配国民所得推計)に乗じて算出し、26暦年は農家経済調査から農業粗収入の伸びで延長推計した。

法人の推計方法は26年については生産者耐久施設と同様、四半期別法人調査と25年年間法人調査より推計した。

3. 海外純投資

25年度新旧推計の相異は26年1～3月分の資料及推計方法の差異による。今次推計方法は25、26暦年大蔵省調「我国国際収支」より經常取引の受取支払の差額から、更に終戦処理費、政府関係一方的移転(米国援助物資等の見合調整資金)の受取、支払差額を差引き純投資額を推計した。

4. 政府の財貨サービスの購入

25年度新旧推計の相異は主として中央財政では、決算見込額を決算額におきかえた理由によるが、なお財政支出推計過程の控除項目のうち補助金に新たに、公益機関に対する補助金を加えたためであり、又地方財政は予算額を決算見込額にかえた事による。

第四、生産国民所得

- (1) 農業は25年については、生産額は農畜産物及びまゆの供出金額、自由販売金額及び自家消費額の三者を合計し、それに農家経済調査でもとめた所得率をかけて計算し、26年は国民所得調査室推定農業業主所得の25年度に対する26年度の伸びにより推計。
- (2) 林業は24暦年につき精密に算定した林業生産所得を林産物の生産及び物価の総合指数で26年まで延長した。
- (3) 水産業は25年度について精密に算定した所得を水産物の生産物価の総合指数で25暦年に換算し、26年は25年の所得を同種指数で延長推計した。

(4) 鉱業は21年につき精算した生産額を、生産(経本)、物価(日銀、石炭、石油、金属卸売物価及び清水組石材、土砂の実効価格)の総合指数で26年まで延長し、それに所得率(25年大蔵省法人企業統計調査)をかけて推計した。

(5) 土建業は23年につき建設業工事高を決算書等につきもとめ、それに人件費及び利益の工事高に対する割合を所得率として乗じてもとめた所得を基礎にして建設工事量(金額表示)の傾向で26年まで延長推計した。

(6) 製造工業は25年については24年の生産額を生産(経本)と物価(日銀卸売)の総合指数で延長して算定した生産額に所得率(25暦年法人企業統計調査による)をかけて推計、26年は右の25年の所得を上記、生産物価の総合指数で延長した。

(7) ガス、電気、水道業。25年は各産業別にガス協会、公益事業委員会、水道協会及び物価庁等の資料により、収入額を算定し、これに所得率を乗じて所得を推計した。なお所得率は電気は日莞、配電の総合損益計算書、水道は東京都水道会計の歳入、歳出決算によりもとめ、ガスは電気と同一とした。次に26年はこれら産業を一本で生産(経本)料金(物価庁)の総合指数で25年の所得を延長した。

(8) 運輸業及び通信業は23年につき精密に算定せる所得を、前者は26年まで国鉄の純収入を指数化して延長し、後者は25年まで電気通信特別会計の決算書の電信、電話収入の傾向で延長、26年は同予算書で25年の所得を延長した。

(9) その他、商業以下の産業については25、26年の分配国民所得を組みかえて算定した。なお、海外よりの純所得は分配国民所得の計数をそのまま計上した。